

海田町私道整備事業 補助制度

建設課 ☎823-19209
☎823-19203

生活環境の向上と交通安全を確保するため、一定の要件を満たす私道について、整備にかかる費用の一部を補助します。

補助対象となる工事 (部分的でない工事に限る)

- 道路舗装の新設または補修工事
 - 道路排水施設の新設工事
 - 交通安全施設の新設または補修工事
- ※申請者において町内に本店、支店または事業所を有する法人と契約し、施工するもの

補助対象となる私道

- 常時一般の交通の用に供していること
- 家屋が連たんしていること
- 幅員が1・8メートル以上であること
- 築造されて5年以上が経過していること
- 次のいずれかに該当していること
 - ・私道の両端が公道に接しているもの
 - ・私道の一端が公道に、もう一端が幅員1・8メートル以上の私道に接しているもの
 - ・私道の一端が公道、もう一端が公共施設(学校、公園など)に接しているもの
 - ・私道の一端が公道へ通じる袋状道路で、道路利用世帯が5世帯以上であるもの

補助の対象外となる私道

- 整備について私道の所有者およびその他権利者の同意が得られないもの
 - 道路排水が私有地などに流入する場合、その管理者または所有者の承諾が得られないもの
- ※対象となる工事の詳細は、相談してください。

補助金の額

○私道の整備に要した費用または町が算定した費用のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)

※申し込みについては、事前に建設課に相談してください。

国民年金保険料は納付期限までにきちんと納めましょう

広島南年金事務所 ☎253-7710

平成28年4月から平成29年3月までの国民年金保険料は16,260円です。

保険料の納め忘れが続くと...

- ・老後に年金を受け取れない場合があります。
- ・障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。

もしもの時に後悔することのないよう、保険料は納付期限までにきちんと納めましょう。納付期限は翌月末です。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない人に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書(督促状)を送付し、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある人※の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

保険料の納付方法

- ・納付書(金融機関・郵便局・コンビニで利用可)
- ・口座振替(割引制度があります)
- ・クレジットカード納付
- ・インターネットなどを利用した納付

国民年金保険料の納付が困難な場合

- ・保険料納付が免除される制度や猶予される制度があります。
- ・失業した人は、失業した本人の前年所得が審査から除外される特例もあります。

納付が困難だからといってそのままにせず、必ず手続きをしてください。

講演会 ～腎臓を守る食生活～

住民課 ☎823-9206 ☎823-9627

今、成人の8人に1人が慢性腎臓病と推測されています。腎臓の働きや腎臓に負担をかけない食生活のポイントについて、専門医の管理栄養士がわかりやすくお話しします。

健診などで腎臓の数値の低下がみられる人、家族の健康のために食事療法について学びたい人、ぜひ参加してください。

日時◆9月12日(月)
13時30分～15時30分
場所◆海田町福祉センター
講師◆小田内科クリニック管理栄養士 高橋輝美子さん
参加費◆無料
申し込み◆電話で住民課へ



わたしたちの国保

住民課 ☎823-9206 ☎823-9627

～ジェネリック医薬品を利用しましょう～

ジェネリック医薬品とは、最初に作られた薬(先発医薬品)の特許終了後に厚生労働省の認可のもと製造、販売されている薬です。現在処方されている薬剤を、ジェネリック医薬品に切り替えた際の節減額について通知する事業を行っています。該当者には毎月下旬にお知らせ通知を発送しています。

●安全性は大丈夫?

これまで効き目や安全性が実証されてきた薬(先発医薬品)と主成分が同一で、有効性、安全性が確認され、厚生労働省から承認された薬だけが流通しています。

●なぜ安い?

新薬の開発には多額の費用がかかりますが、ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ有効成分の薬を製造するため、開発費が低く抑えられ、安価になります。

治療内容によってはジェネリック医薬品が適さない場合もありますので、ジェネリック医薬品への切り替えは医師や薬剤師と相談してください。



じえねりっ君

受益者・住所などの変更

受益者負担金の納付途中で、売買などの理由により、受益者に変更があった場合は、必ず「受益者変更届」を提出してください。提出しない場合は、旧受益者が引き続き負担することになります。住所を変更した場合にも「住所等変更届」を提出してください。

下水道事業受益者負担金

8月は一括納付・分割納付第1期分の納付の月です。

●平成28年度に賦課対象区域になった人

下水道事業受益者負担金は、一括で納める方法と分割で納める方法があり、一括で納めると報奨金が交付されます。報奨金を差し引いた一括納付用の納付書と分割納付用の納付書を同時に7月下旬に送付しましたので、いずれかを選んで、納期限(8月31日)までに納付してください。

●平成27年度以前に賦課対象区域になった人

分割納付用の納付書を7月下旬に送付しましたので、納期限(8月31日)までに納付してください。

下水道

平成28年度下水道推進標語
「下水道 水がいのからの 守り神」



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

上下水道課 ☎823-19214
☎823-19839